

第9回柏崎市農業委員会総会議事録

期日 令和3年2月26日(金)
場所 本庁4階 4-3、4-4会議室
議案 議第1号 農地法第3条許可申請について
議第2号 農地法第4条許可申請について
議第3号 農地法第5条事業計画変更承認申請について
議第4号 農地法第5条許可申請について
議第5号 農地中間管理事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
(農地中間管理事業 農地中間管理権〔使用貸借権〕の設定分)

その他 3月総会の会議開催予定日時
第10回総会を3月30日(火)午後開催します。

出席及び欠席の委員 別紙のとおり
並びに事務局職員
開会 午後13時30分

霜田事務局長

ただ今から第9回柏崎市農業委員会総会を始めさせていただきます。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第2条第1項及び同条第2項の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。

また、同規則第4条により、会長が議長となります。それでは会長、よろしくお願いいたします。

石塚会長

皆様、お疲れ様でございます。

黒坂前会長の突然の訃報を伺いました。皆様の所へも事務局から一報が届いたことと思います。前会長へ深い哀悼の意を表するとともに、ご家族ご親戚の皆様に謹んでお悔やみを申し上げます。

本来、慶弔の内規では、現職の方が対象となっておりますが、前会長の功績と、退会からまだ1年も経っていない状況ですので、会長の判断で親睦会からご香典を差し上げたいということになりました。運営会議を開催する間もございましたが、運営会議委員にご連絡申し上げ、ご了解をいただいたところです。どうか皆様方もご理解をいただきたいと思います。本日、農業委員会を代表してお通夜に参列し、最後のお別れをして参ります。

それでは総会を始めます。着座の上で進行をさせていただきます。

議長

それでは、総会を開催するにあたり、事務局から、本日の出席委員数の報告をお願いします。

霜田事務局長

委員数は19人です。欠席遅参報告0人、現在の出席委員数は19人で、過半数であることを報告いたします。

議長

ただ今、事務局の報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

これより、第9回総会を開催します。

議長

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を指名します。議長が指名することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

それでは、9番 尾崎 清信委員、11番 小柳 直樹委員の2人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第1号 農地法第3条許可申請について」の申請番号1の案件が、○番 ○○ ○
○委員に関する案件でありますので、○○委員の退席を求めます。

－ ○番 ○○ ○○委員が退席する －

議長

事務局に説明を求めます。

山崎局長代理

はい、事務局でございます。それでは、議案書1ページをご覧ください。議第1号 農
地法第3条許可申請 申請番号1について、ご説明申し上げます。

土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、契約の種類、申請事由、10aあたりの価
格の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号1 向陽町○○番○ 外1筆 田 2,004 m²。大字横山○○番地 ○○ ○○。
大字藤橋○○番地○ ○○ ○○。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

審査結果の1ページをご覧ください。案件である申請番号1について、それぞれ地区担
当の委員、尾崎農地会議代表者、事務局の阿部係長、局長代理山崎が現地調査を行いまし
た。審査の結果、農地法第3条第2項各号に規定する「不許可例示条項」第1号から第7
号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

事務局に確認をします。○○委員の住所ですが、○○番地○でしょうか、○○番地○で
しょうか。

山崎局長代理

住所は○○番地○です。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませ
んか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号 申請番号 1 の案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号 申請番号 1 の案件を許可処分と決定いたします。退席を求めました〇〇委員の入室を求めます。

－ 〇番 〇〇 〇〇委員が入室する －

議長

〇〇委員に退席を求めましたが、申請番号 1 の案件は許可処分と決定いたしました。

議長

続いて、申請番号 2 から申請番号 4 の案件について、事務局に説明を求めます。

山崎局長代理

申請番号 2 大字吉井字南条〇〇番〇 外 4 筆 田 5,153 m²。新潟市西区寺尾西二丁目〇番〇号 〇〇 〇。大字矢田〇〇番地 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。円です。

申請番号 3 米山町字浜田〇〇番〇 田 1,295 m²。米山町〇〇番地 〇〇 〇。米山町〇〇番地 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。円です。

申請番号 4 大字古町字堂ノ内〇番 外 2 筆 田 2,997 m²。東京都墨田区本所 1 丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。大字下方〇〇番地〇 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。円です。

審査結果の 1 ページをご覧ください。案件である申請番号 2 から申請番号 4 までについて、それぞれ地区担当の委員、尾崎農地会議代表者、事務局の阿部係長、局長代理山崎が

現地調査を行いました。審査の結果、農地法第3条第2項各号に規定する「不許可例示条項」第1号から第7号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－「議長」との声あり－

No.12 小俣 立史委員

議案の書き方について、所在の欄に外何筆と書いてありますが、ほかの議案では地番の欄に外何筆と書いてあります。これは同じ書き方にした方がよいのではないのでしょうか。

山崎局長代理

ご指摘のとおり、3条申請とほかの申請では、外何筆と書く欄が違っておりますので、これは統一させていただきます。承知いたしました。

議長

ほかにご意見ご質問はございませんか。

－「議長」との声あり－

No.5 安野 検一委員

申請番号3の件で、自作地の面積が206.61㎡に対して売り渡し面積が1,295㎡と記載されています。渡人が持っている農地が206㎡なのに1,200㎡を渡すということですが、これでいいのでしょうか。

山崎局長代理

大変申し訳ありません。この記載の訂正をお願いいたします。自作地の合計は2,425.61㎡です。

議長

ほかにご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」 との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号 申請番号 2 から申請番号 4 の案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号 申請番号 2 から申請番号 4 の案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

はい、事務局でございます。それでは、議案書 2 ページをご覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について、ご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、申請者、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 大字久米字三ツ家〇〇番〇 田 65 m²。大字藤橋〇〇番地〇 〇〇 〇〇。宅地の拡張。第 2 種でございます。申請地は、昭和 39 年頃より宅地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 2 大字与板字鴨田〇〇番 外 2 筆 田 478 m²。大字与板〇〇番地〇 〇〇 〇〇。宅地の拡張。第 2 種でございます。申請地は、昭和 45 年頃より宅地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 3 大字北条字中江下〇〇番〇 外 3 筆 田 152.89 m²。神奈川県横浜市瀬谷区宮沢一丁目〇番地〇〇 〇〇〇 〇〇。宅地の拡張。第 2 種でございます。申請地は、昭和 47 年頃より宅地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表 3 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－「議長」との声あり－

No.5 安野 検一委員

質問ではなく後学のためにお聞きしたいのですが、従来から違反転用について始末書を出してもらっていますが、これは地主本人からの相談なのですか。それとも地区の農業委員や関係者が違反転用になっていると話を出す。どちらでしょうか。

阿部係長

いろいろなケースがございますが、一番多いのは、代替わりで財産処分のために確認したら家が建っている農地だったということです。

議長

ほかにご意見ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

はい、事務局でございます。それでは、議案書 3 ページをご覧ください。議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について、ご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、当初計画者、承継者、転用目的、申請理由及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 茨目三丁目字茶畑〇〇番〇 外 1 筆 畑 104 m²。茨目三丁目〇番〇号 〇〇〇〇。茨目三丁目〇番〇号 〇〇〇。当初計画者が駐車場として利用する予定でしたが、これを取り止め、承継者が車庫及び物置場として利用するものです。議第 4 号第 5 条許可申請 申請番号 3 に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表 4 ページ下段のとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を承認処分と決定することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 3 号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

次に、「議第4号 農地法第5条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

はい、事務局でございます。それでは、議案書4ページをご覧ください。議第4号 農地法第5条許可申請について、ご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、渡人、受人、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号1 新赤坂三丁目〇〇番 畑 330 m²。西本町三丁目〇番〇号 〇〇 〇。上越市柿崎区柿崎〇〇番地 〇〇〇〇〇〇 〇-〇号 〇〇 〇〇 外1名。一般個人住宅。第3種でございます。

申請番号2 大字劔字角田〇〇番〇 田 2,618 m²。大字劔〇〇番地〇 〇〇 〇〇。大字劔〇〇番地〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。特定建築条件付売買予定地10区画。第2種でございます。

申請番号3 茨目三丁目字茶畑〇〇番〇 外2筆 畑 170 m²。茨目三丁目〇番〇号 〇 〇 〇〇。茨目三丁目〇番〇号 〇〇 〇。車庫及び物置場。第2種でございます。議第3号第5条事業計画変更承認申請 申請番号1に関連するものです。

申請番号4 田塚二丁目字七ノ江〇〇番 田 267 m²。田塚一丁目〇番〇号 〇〇 〇。田塚二丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。駐車場及び物置場。第3種でございます。

申請番号5 大字中田字井向〇〇番〇 外2筆 田 1,141 m²。大字畔屋〇〇番地〇 〇 〇〇。大字畔屋〇〇番地〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。駐車場。第2種でございます。申請地は、平成10年頃より駐車場として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表5ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－「議長」との声あり－

No.2 灰野 善栄委員

教えていただきたいのですが、申請番号 2 の申請事由で特定建築条件付売買予定地というものは、建て売りをしなさいということでしょうか。

阿部係長

特定建築条件付売買予定地とは、昨年度より改めて転用目的として要領に加えられたもので、これまで都市計画の用途区域外ですと宅地分譲はできず、建売住宅でなければ転用はできませんでしたが、昨年度からは、ある程度の期間を限って、だいたい 5 年期限ですが、それまでは何も建てず分譲で売ってもいいということになりました。ただし、もし期限までに分譲地が売れなければ、申請者が家を建てて転用目的を達成する必要があるという内容です。

No.2 灰野 善栄委員

建て売りにするので、転用許可をくださいということですか。

阿部係長

最初は更地の状態で売ってもいいですが、期限までに売れなかった分は申請者で建てて売ってください、ということです。

No.2 灰野 善栄委員

はい。ありがとうございます。

－「議長」との声あり－

No.5 安野 検一委員

同じく申請番号 2 ですが、別冊の土地利用計画図 12 ページで、アスファルト舗装予定と書いてあります。これは農道ですので、農道の使用ですよね。このへんの許可が取れるということで図面を引いているのでしょうか。農道全面舗装ではなく半分くらい舗装予定になっていますけれど。

阿部係長

転用に際しては、あくまで〇〇番〇の申請ということで、アスファルト舗装予定に付く形でこの中の道路が造成されるようになっていきます。ゆくゆくは地元としてもアスファルト舗装をしたいと考え、この図面になったものと考えます。

No.5 安野 検一委員

地元の了解は得ているわけですか。

阿部係長

はい。

議長

ほかにご意見ご質問はございませんか。

－「議長」との声あり－

No.2 灰野 善栄委員

同じ案件で重ねて質問なのですが、これだけ大きな事業で資金の裏付けというものは申請書にあるのですか。実現の可能性という意味です。

阿部係長

どの申請でも資金の裏付けは資金調達計画として提出していただいています。今回の案件は、最後に申請者で建てるべき部分について、建て売り 10 棟分を計上した資金調達計画の提出を受けています。

No.2 灰野 善栄委員

はい。ありがとうございます。

議長

ほかにご意見ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号の申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 4 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 5 号 農地中間管理事業に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業 農地中間管理権〔使用貸借権〕の設定分）」事務局の説明を求めます。

濁川職員

事務局でございます。議案書 5 ページをご覧ください。

議第 5 号 農地中間管理事業に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。

- 1 事業の区分 農地中間管理事業
- 2 権利の種類 農地中間管理権（使用貸借権）の設定
- 3 権利の開始日 令和 3（2021）年 2 月 27 日
- 4 権利の設定期間 10 年
- 5 対象農地の面積 田 21 筆 7,637.00 m²
- 6 関係人の数 受人 1 人、渡人 9 人、転貸人 1 人（新潟県農林公社）
- 7 実施地区 柏崎市
- 8 公告予定年月日につきましては、ご了解いただければ、令和 3（2021）年 2 月 26 日を予定しております。

明細は 6 から 7 ページのとおりです。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませ

んか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号について事務局の提案のとおり決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 5 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

それでは、その他の事項を事務局からお願いします。

霜田事務局長

第 9 回農業委員会総会（R3.2.26）事務局事務連絡をご覧ください。

1 今後の予定

- ・ いがた女性農業委員の会役員会・女性登用促進検討会

3月11日（木） 10時半から12時 新潟市「新潟テルサ・研修室2」

- ・ 令和2年度女性の農業委員会活動推進シンポジウム

3月11日（木） 13時半から15時半 新潟市「新潟テルサ・研修室2」

シンポジウムは女性委員さん参加で、例年東京で開催するのですが、今年はコロナ禍によりオンライン開催となりました。人・農地プランの実質化を確実に進めるためにという内容で開催されます。

午前のいがた女性農業委員の会役員会等には、水野委員さんから出ていただきます。午後のシンポジウムは女性委員さんに出ていただきたいということで、ご案内をさせていただきます。

- ・ 第7回運営会議

3月19日（金） 9時から

来年度の業務計画等を考えたいと思います。

2 「農の雇用事業」及び「就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業」

参加者募集中ということで、2月17日から募集が始まっていますが、農の雇用事業で、特に就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業が国の三次補正で新たに加わりました。該当される方がおられましたら、参加者のお声掛けをお願いします。

3 第10回農業委員会総会

3月30日（火）13時半から 農業委員・推進委員さん 新庁舎1階 多目的室です。

年度末の総会になりますので、よろしくをお願いします。

事務局からは以上です。

議長

以上で本日の議案審議等は終了しました。

ご意見ご質問等ございましたら、発言をお願いします。各会議の代表者から連絡、報告等はございませんか。

議長

それでは、閉会の挨拶を佐藤会長職務代理者からお願いします。

佐藤会長職務代理者

お疲れ様でした。年末から今月にかけて利用権の設定で動いていただき、ありがとうございました。

先日、県内の農業者がいろいろな課題を発表するところへ行ってきたのですが、農業者がどんどん減っている一方、法人の数が増えているという話がありました。平成17年頃から急激に法人数が増えたのですが、それから15年経って中身を見てみると当時のメンバーがそのまま15年経ったということで、そうなるとその法人は15年間安定していたとみるのか、停滞していたとみるのか。停滞のあとには衰退しかないわけです。会社組織では子を後継者にできるところもあるし、ほかの人に任せるところもありますが、いかに渡せるようにするかが重要で、経営が安定していないと渡す側も大変、受ける側も大変です。これまで農地の集積によって法人が規模拡大していた時代がありましたが、これからは集積から集約へ、場合によっては規模縮小をして一番利益が出せる規模の経営体になる必要があるという、経営体のあり方を見直さなければならないといった話に進みました。これから市内でもいろんな問題が出てくるのかと思います。法人同士が合併するのもハードルが高く、地主さんも絡む話で、去年の人・農地プランの実質化に向けた話し合いでも、今後が大変になるだろうという話になりました。人・農地プランの実質化について農政課

から 3 月くらいに結果の報告があるのだらうと思いますが、この地域は大丈夫か、この先どうしていかなければならないか、ということ地域の話し合いでも出していただき、検討していただければと思います。以上です。

閉会 午後 2 時 10 分

柏崎市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____